

くみあいニュース No. 205

2024.9.5 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
<https://laborunion.xsrv.jp/kitunion>

労使協議 短時間勤務非常勤職員就業規則の一部改正について

2024年9月3日、松ヶ崎キャンパスおよび嵯峨キャンパスの過半数代表とともに労使協議に出席しました。協議事項は過半数代表の梅原先生、堀元先生から既に報告いただいておりますが、概要は下記の通りです。組合にご意見をお寄せくださる場合は18日(水)までをお願いします。

短時間勤務非常勤職員就業規則の一部改正について

1. 改正理由

京都府における最低賃金の1,058円への引き上げに対応するため、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

事務補佐員、技術補佐員、研究補助員、研究員、スチューデント・アシスタント、ピア・チューター及びオフィス・アシスタント(学部のみ*)に係る時間給額を一律50円アップする。(別表第2第30条関係)

例) スチューデント・アシスタント 1050円 → 1100円

3. 施行日等

改正日 役員会承認日

施行日 令和6年10月1日

※大学院生対象の研究員・アシスタント、ティーチングアシスタント、ピア・チューター(大学院生)及びオフィス・アシスタント(大学院生)については、前期に支給された給与との公平性を鑑みて、新年度のタイミングで検討予定、とのことでしたが、大学院生についても10月1日から賃金の改訂を求めてみたらどうか、という意見が過半数代表者に寄せられています。

労使協議の資料(学外持ち出し禁止)については、過半数代表者からのメールにあるURLにて、参照してください。

職場での困りごと、組合の活動へのご意見、法人への要求事項などは組合までお知らせください。

・ご意見・ご要望の宛先:kit_shikko@googlegroups.com